

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設） 尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業の概要等

1 計画概要

(1) 目的

尾張東部衛生組合の現有施設である晴丘センターは、平成2年3月に粗大ごみ処理施設、平成4年3月にごみ焼却施設が竣工し、ごみ焼却施設については老朽化が進行していたため令和13年度までの延命化を目標に令和元年度から令和4年度にかけて基幹的設備改良工事を実施している。令和5年度には「ごみ処理施設整備基本構想」（令和6年3月）を策定し、令和15年度の稼働を目標として新可燃ごみ処理施設及び新不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を整備する計画としている※。

本事業は、同組合の新ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

※ その後の検討において、まず新可燃ごみ処理施設について計画検討及び整備を進め、新不燃ごみ・粗大ごみ処理施設については、それ以降に改めて計画検討を行うこととした。

(2) 都市計画決定権者

尾張旭市*

※ 本事業は都市計画に定められる事業であり、都市計画決定権者である尾張旭市が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を本事業に関する都市計画手続と併せて行う。

(3) 事業実施想定区域の位置

尾張旭市晴丘町東地内

(4) 事業規模

処理能力 約205トン／日

2 手続根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）

3 経緯

2025年11月26日 配慮書の公表・縦覧（～12月25日）、県への送付

2026年1月16日 審査会の開催

4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見を都市計画決定権者に通知する。

この知事意見の通知は、都市計画決定権者から計画段階環境配慮書についての一般的な環境の保全の見地からの意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解を記載した書類の送付があった日から90日以内に行う。

5 事業実施想定区域の位置



尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価の手続の流れ

